

第1 基本的な事項

1. 笠置町の概況

(1) 自然的・歴史的・社会的等諸条件

◎ 位置

笠置町は、東経 135 度 56 分、北緯 34 度 45 分、京都府南部に位置し、北は和束町、南は奈良市、東は南山城村、西は木津川市に接している。

広さは、東西 6 km、南北 6.7 km で、総面積は 23.52km² で、ある。

鉄道(JR)を利用した場合の所要時間は、京都から約 1 時間 30 分、奈良から約 30 分、大阪から約 1 時間 40 分である。また、自動車を利用した場合は、京都から約 1 時間 30 分、奈良から約 30 分、大阪から約 1 時間 30 分である。

◎ 自然

地形は、南に笠置山(290m)系、北に国見岳(514m)の山々が連なり、町の中央を木津川が東から西に貫流している。

木津川は淀川水系に属しており、三重県伊賀市を源流として、名張川と合流した後、笠置町に流れ込み、町内を流れる間に大小 8 本の河川が木津川に注ぎ込んでいる。

山狭な地形のため平地は少なく、森林面積が町面積の約 80% を占め、急傾斜面を形成している。

気候は、内陸性の気候で気温の年較差・日較差は大きい、夏には木津川から吹き寄せる風が心地よく、また切山地区は高原的気候である。降雪は 12 月～3 月に記録しているものの降雪・積雪は共に少なく、気温の年平均は 15℃ 位、平均年間降水量は 1,600 mm 程度で 6 月～9 月にかけての降水量が最も多く、木津川の氾濫による水害が度々発生している。

集落は、木津川沿いの平地部及びその周辺の傾斜地に分布している。土地利用は山地が最も多く、町域の約 80% を占め、残り約 20% が田畑・宅地などで平地面積は非常に少ない。史跡名勝地や農業振興地域等の規制は有るものの市街化区域・市街化調整区域等の指定はない。

◎ 歴史

本町は、笠置山巨石信仰によって古来より知られた所であり、古くは弥生時代の有樋石剣の出土が認められ、奈良時代から鎌倉時代にかけては大磨崖仏などの彫刻や末法思想の下で宗教信仰の山として全盛を極めた。しかし、鎌倉時代の終わりに後醍醐天皇が笠置山を要塞として行在所を置いたことにより、北条幕府軍が攻め入り、山は焼亡し衰退の一途をたどることになった。

明治4年廃藩置県により、藤堂藩の所領であった南笠置村・北笠置村・切山村・下有市村・上有市村は津県に、柳生藩の所領であった飛鳥路村は柳生県にとなったが、同年11月に6ヶ村が旧京都府管下に統合され、同22年6月に町村制が実施、笠置村となった。

大正9年に笠置公園が新設され、同13年から14年にかけて笠置山道路の改修が行われた。昭和7年には笠置山と山麓及び木津川景勝地131.1haが国の史跡名勝地として指定され、その結果それまで年間約9万人の観光客数が約16万人に増え、観光中心の強い色彩を帯びていった。

昭和9年1月、観光関係者、村民一致の強い要望によって町制が施行され笠置町となった。

◎ 交 通

○ 道路

本町における主要道路は、町の中央部を東西に貫通する国道163号と主要地方道奈良笠置線・笠置山添線（奈良方面への連絡線）の2路線がある。

国道163号は、近畿地方と東海地方を結ぶ主要道であるが、昭和55年に笠置トンネルが完成し、それまでネックとなっていた悪路問題が解消され、交通条件は大幅に改善、それとともに交通量は倍増した。

表1-1 道路整備状況

(令和2年4月現在)

種別	路線数	総延長 (m)	改良		舗装	
			延長 (m)	改良率 (%)	延長 (m)	改良率 (%)
国道	1	5771.9	5771.9	100.0	5771.9	100.0
府道	3	5798.5	555.4	95.8	5798.5	100.0
主要地方道	2	4081.5	338.2	8.3	4081.5	100.0
一般府道	1	1717.0	217.2	12.6	1717.0	100.0
町道	63	29368.0	6375.0	21.7	23610.0	80.4
一級町道	3	4694.0	728.0	15.5	4694.0	100.0
二級町道	9	9021.0	1545.0	17.1	8079.0	89.6
その他町道	51	15653.0	4102.0	26.2	10837.0	69.2

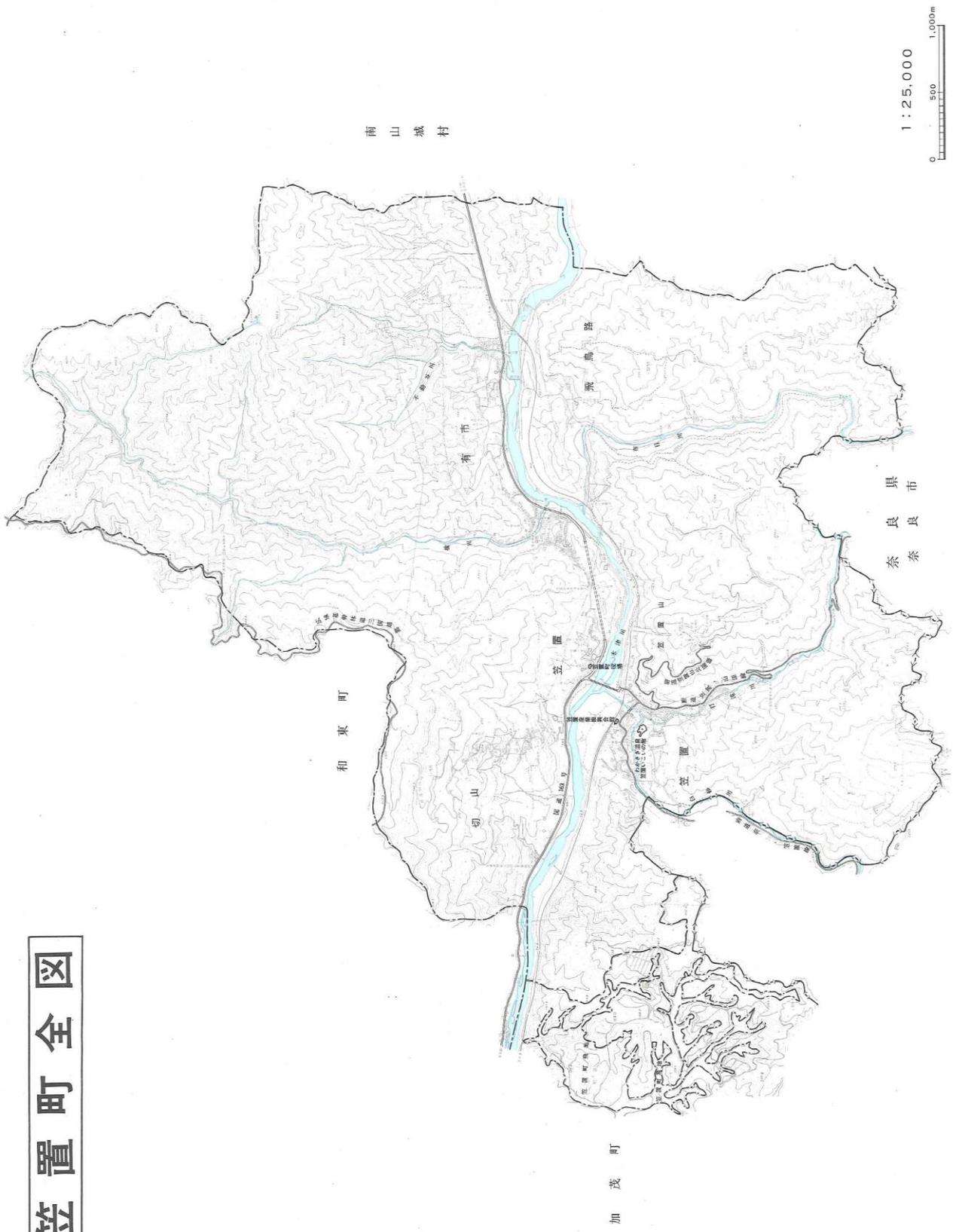
※改良には、5.5m未満の改良を含む。

○ 鉄道

鉄道は、明治 30 年に開通された J R 関西本線の 1 路線で、駅は笠置駅のみである。

本町の地形や利用客の減少により、いまだ電化されず、単線により 1 時間に 1 本程度しか運行されていないが、唯一の公共交通機関として多くの住民が利用している。

笠置町全図



(2) 過疎の状況

◎ 過疎現象と今後の見通し

昭和10年国勢調査では2,622人であった人口は、昭和22年臨時国勢調査で3,344人に増加したが、その年をピークに年々減少し、昭和35年国勢調査では3,048人に、昭和50年国勢調査では2,631人まで減少、さらに平成27年国勢調査では1,368人と、昭和35年から平成27年の約半世紀あまりの間に1,680人が減少し、減少率も55.1%となった。なお令和2年国勢調査の速報値では、1,142人とさらに減少している。

特に、65歳以上人口は、昭和35年国調では212人であったのに対し、平成27年には627人と約3倍にまでに増加し、高齢者比率も7.0%から45.8%と大幅に増加した。

このような厳しい過疎化を招いた原因としては、耕地面積が少なく急傾斜地が多いという災害に弱い地形や、近距離であるにもかかわらず京阪神地域への交通アクセスが悪く、民間資本の投資が行われない等生活の利便性が低いこと、就業の場が確保できない等々、様々な原因が考えられるが、近年は若者の高学歴化や都市志向により、若年者層を中心とする人口の流出がより一層過疎化に拍車をかけている。

本町の過疎化は急激に進行したわけではなく、ゆるやかではあるが確実に進行してきた。昭和35年国調と平成27年国調を比較してみると、人口が55.1%も減少しており、その中でも若年者は87.4%減少、逆に高齢者は180%以上増加している。特に0歳～14歳が86.5%も減少していることを見逃してはならない。

人口の減少に歯止めをかけるため、移住・定住施策や、交流人口増加のための取組等、各種対策を講じているが、年々人口減少が進行し過疎化解消の方向へは進んでいない。今後は、道路整備を始め都市への交通アクセスの改善、就業の場の確保、生活の利便性の向上等積極的に施策を進め、これまでの諸施策により整備された基盤施設の成果を最大限に生かし、過疎からの脱却を図らなければならない。

そのためにも本計画で厳しく現状を見つめ、新たな視点で本町の活性化と過疎を克服するための施策を進める必要がある。

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,048	2,631	-13.7%	2,311	-12.2%	1,876	-18.8%	1,368	-27.1%
0～14歳	890	533	-40.1%	374	-29.8%	183	-51.1%	63	-65.6%
15～64歳	1,946	1,787	-8.2%	1,511	-15.4%	1,086	-28.1%	678	-37.6%
うち15～29歳(A)	755	598	-20.8%	391	-34.6%	282	-27.9%	144	-48.9%
65歳以上(B)	212	311	46.7%	426	37.0%	607	42.5%	627	3.3%
若年者比率=(A)/総数	24.8%	22.7%	—	16.9%	—	15.0%	—	10.5%	—
高齢者比率=(B)/総数	7.0%	11.8%	—	18.4%	—	32.4%	—	45.8%	—

(3) 笠置町の位置づけ及び発展の方向

本町では、木津川の豊かな水を利用したスポーツ・レクリエーション施設の整備促進、周辺地域と連携し笠置山などの貴重な歴史・観光資源を再発見・再確認するなかで、情報通信基盤の整備と活用を推進し、ネットワーク化を図ることにより、さらなる観光入り込み客の増加、交流人口・定住人口・雇用機会の拡大、地場産業の振興を促進する。

また、従来から町のシンボルともいえる木津川の両岸を河川環境管理基本計画に基づき、親水等自然とのふれあいの場となるように野外スポーツ・レクリエーションの拠点整備を推進し、一体となったまちづくりを目指している。

今後豊かな資源を活かし、観光レクリエーションと一体となった魅力あるまちづくりを推進していくものとする。

また本町は、関西文化学術研究都市の圏域に隣接した位置にあつて、美しい水辺と豊かな緑や歴史・文化に囲まれた恵まれた環境を有しており、これらの都市圏との有機的連携を図っていき、自然環境等を活かした観光・スポーツ・レクリエーション地としての機能整備充実を推進する。

◎ 笠置町の整備の方向

- ① 豊かな自然環境や豊富な歴史的資源を活用した観光・レクリエーションを振興し、美しい自然と史跡に包まれ、かつ都市近郊に位置する特性を生かした良好な住環境を提供する町づくりを推進する。
- ② J R 関西本線の電化促進、国道 163 号の整備促進、主要地方道笠置山添線など公共交通網の整備促進を要望するとともに、地域の実情に即した生活環境水準の向上を図り、定住化の条件整備を促進する。
- ③ 官・民一体となった組織により、U J I ターンの受け皿づくりや快適な住環境の整備・充実を進めることにより、過疎化の進展に歯止めをかけ、定住化の促進を図る。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 現況

◎ 人口

○ 世帯状況

本町における人口・世帯数は、昭和 22 年臨時国勢調査の人口 3,344 人がピークで、その後年々減少傾向を続け、平成 27 年国勢調査では、人口は 1,368 人、世帯数は 573 世帯である。

1 世帯当たりの人員についても減少傾向が続いており、昭和 25 年時点では 4.91 人

/世帯であったのが、平成27年では2.39人/世帯になっている。

○ 人口動態

人口の減少は、社会動態による影響が大きいと考えられるが、若年者層の転出が多く人口の減少に拍車をかけている。

○ 年齢構成

年齢3区分別人口は、昭和35年に15歳未満人口比率が29.2%あったが、平成27年には4.6%と24.6%も減少している。これに比べ65歳以上比率は昭和35年に7.0%であったのが平成27年度には約6.5倍の45.8%となっており人口の高齢化が著しい。

○ 産業別人口

産業別人口も、人口減少に伴い減少しており、昭和35年では就業者総数が1,275人であったのが平成27年では599人に減少、減少率も53.0%と半減しており、第一次産業人口が93.7%減少、第二次産業は56.3%、第三次産業では25.4%と減少している。

○ 人口密度

本町には、6集落があり、そのうち南部地区・西部地区で町人口の約8割を占めている。

人口密度は、平成27年国勢調査においては58.2人/km²と低い。

○ 人口流動

本町の通勤・通学による人口流動の状況は、就業者の流出が多く流出超過になっており、平成27年では昼間人口は1,122人で、昼間人口率82.0%である。

就業者の主な流出先は、京都府・奈良県・三重県であり、特に奈良県への流出割合が高く全流出就業者数の3分の1近くにまでおよんでいる。

なお、通学者については、本町には小学校1校があるだけなので流出超過となっている。

表1-3 人口の推移（住民基本台帳）					(各年3月31日)				
区分	平成12年		平成17年			平成22年			
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数	2,144人	—	1,988人	—	-7.3%	1,744人	—	-12.3%	
男	1,026人	47.9%	946人	47.6%	-7.8%	821人	47.1%	-13.2%	
女	1,118人	52.1%	1,042人	52.4%	-6.8%	923人	52.9%	-11.4%	
区分	平成27年			令和2年			令和3年		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	1,495人	—	-4.0%	1,268人	—	-33.5%	1,235人	—	-2.6%
(外国人住民除く)									
男	701人	46.9%	-5.0%	603人	47.5%	-14.0%	585人	47.4%	-3.0%
(外国人住民除く)									
女	788人	52.7%	-3.2%	662人	52.2%	-16.0%	644人	52.1%	-2.7%
(外国人住民除く)									
男（外国人住民）	2人	0.1%	—	0人	0.0%	-100.0%	2人	0.2%	200.0%
女（外国人住民）	4人	0.3%	—	3人	0.3%	-25.0%	4人	0.3%	33.3%

図1-1

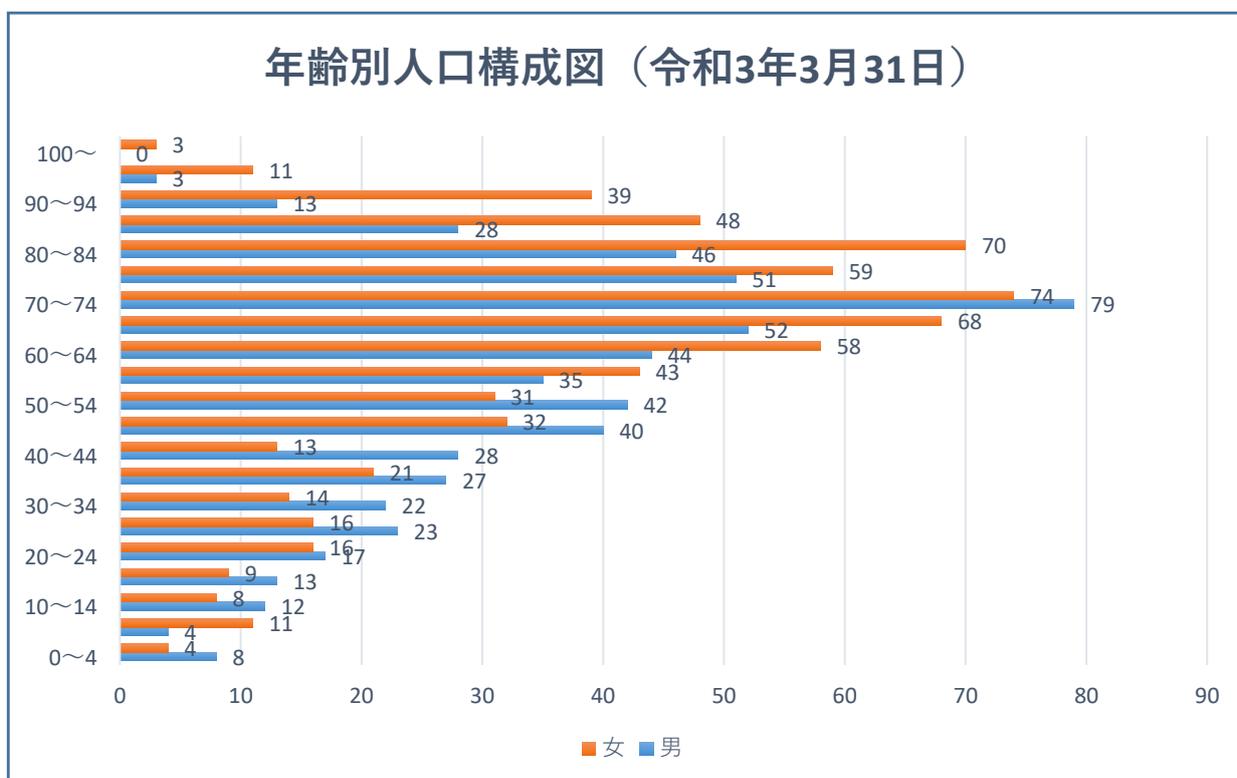


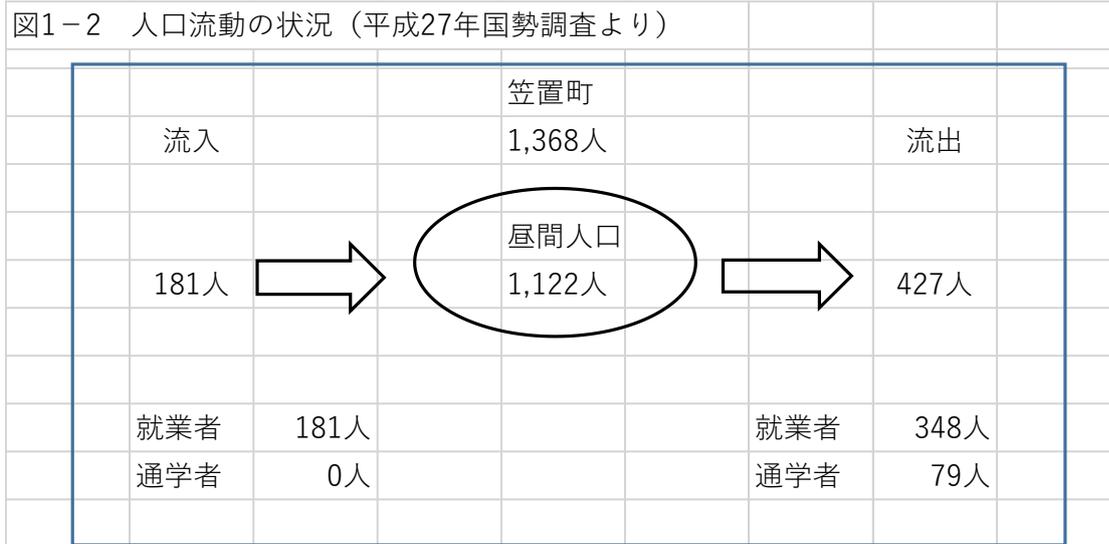
表1-4 年齢別人口構成図（令和3年3月31日）（単位:人）

区分	男	女	計
0～4	8	4	12
5～9	4	11	15
10～14	12	8	20
15～19	13	9	22
20～24	17	16	33
25～29	23	16	39
30～34	22	14	36
35～39	27	21	48
40～44	28	13	41
45～49	40	32	72
50～54	42	31	73
55～59	35	43	78
60～64	44	58	102
65～69	52	68	120
70～74	79	74	153
75～79	51	59	110
80～84	46	70	116
85～89	28	48	76
90～94	13	39	52
95～99	3	11	14
100～	0	3	3
計	587	648	1235

表1-5 集落別世帯数・人口（単位：世帯、人）

集落名	昭和60年		平成12年		平成27年		令和2年		令和3年		増減率	
	3月31日		3月31日		3月31日		3月31日		3月31日		令和3年/昭和60年	
	世帯	人口	世帯	人口								
南笠置	324	1,075	346	1,020	330	750	318	639	313	620	-3.4%	-42.3%
北笠置	57	197	42	124	33	65	28	51	32	55	-43.9%	-72.1%
切山	40	163	50	151	49	111	46	94	46	92	15.0%	-43.6%
西部	204	741	202	608	189	407	173	335	168	323	-17.6%	-56.4%
東部	59	230	64	203	58	149	58	132	60	130	1.7%	-43.5%
飛鳥路	15	54	14	38	10	19	10	17	8	15	-46.7%	-72.2%
計	699	2,460	718	2,144	669	1,501	633	1,268	627	1,235	-10.3%	-49.8%

図1-2 人口流動の状況（平成27年国勢調査より）



◎ 産 業

○ 事業所数及び従業者数

本町の事業所数・就業者数は、年々減少している。事業所数での増減は、第3次産業での減少が目立ち、従業者数もそれにつれ、かなり減少している。

平成24年調査では、事業所数90件、従業員数537人であったが、平成28年調査では、事業所数86件、従業者数438人と減少している。1事業所当たりの従業者数は、5人程度である。

第1-6 産業別人口の推移（国勢調査）										（単位：人）	
区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年			
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	1,275	1,202	-5.7%	1,052	-12.5%	874	-16.9%	599	-31.5%		
第1次産業就業人口比率	30.2%	13.4%	—	7.3%	—	5.5%	—	4.0%	—		
第2次産業就業人口比率	23.5%	27.3%	—	29.5%	—	24.3%	—	21.9%	—		
第3次産業就業人口比率	46.3%	59.3%	—	62.5%	—	69.7%	—	73.5%	—		

○ 農林業

本町の面積2,352haのうち、森林面積1,881haであり町面積の80%を森林が占めている。

農地は、山腹丘陵地あるいは谷間に開かれた耕地であり、2015年の農林業センサスでは、経営耕地面積は8haであり、農家戸数82戸で、2010年の農林業センサスに比べ13戸減少している。

また、販売農家数は18戸で、こちらも6戸減少しており、後継者不足及び農家離れが進んでいる。

経営規模は、1戸当り0.3ha～0.5haの農家が70%を越え、零細農家が大半を占めており、経営規模も縮小している。

林業については、経営林家戸数は3戸で、財産保有で森林を所有しているのが殆どであり、林業以外で生計を営んできた。また50年前頃から農業との複合経営のなか、シイタケの原木栽培による生産が行われ、年間70～80tを生産出荷してきたが、近年生産者の高齢化・後継者不足により生産量は減少している。

しかし、原木栽培から菌床栽培に転換し、規模拡大を図っている生産者もあり、今後これらの育成と販路の開拓が課題である。

○ 商工業

工業については、事業所数・従業者数とも年々微減傾向にあったものの、平成3年から増加していたが令和元年度では、事業所数4件・従業者数38人となっており、出荷額も減少していると推察できる。

商業については、業種別では、大部分が小売業であり、卸売業は少ない。

商店数・従業者数ともに昭和57年をピークに減少し、高齢化・後継者不足も相まって平成24年度末の商店数17店、従業者数55人と減少していたが、飲食店など新規出店があり、商店数は21店舗に、従業員数も81人に増加するなど回復傾向がみられる。

○ 観 光

本町では、昭和7年に笠置山と山麓及び木津川景勝地の131.1haが国の史跡名勝地として指定されたほか、同24年には笠置山を中心とした周辺地域が京都府立自然公園に指定された。

この笠置山にある奈良時代に彫られた日本最古最大の線刻磨崖仏をはじめとする鎌倉時代の銅鐘（重文）や室町時代の石造十三重塔（重文）、薬師石、胎内くぐり、ゆるぎ石、貝吹岩など巨岩怪石群は、山全体が巨岩の群像かと思われるほど雄大な景観を呈し、古くは巨岩信仰の修験者たちが、昭和初期には笠置詣での参拝客らが町中を賑わせていた。

近年は、笠置山をはじめ桜や紅葉の名所としての知名度も向上し、また木津川でのカヌーやキャンプ、ボルダリング、ハイキングなどのアウトドアスポーツを楽しむ

場所として定着、年間を通しての入込客は20万人に上っている。しかし、交通機関の主であるJR関西本線の車両減少運行による加茂駅での客の積み残しや非電化などの影響、近隣町村でのキャンプ場等の整備により入込客は年々下降現象をみせ、かつ近年のモーターリゼーションにより観光客のほとんどが日帰り客で、数軒あった旅館も利用客の減少や後継者不足により閉館が続き、令和2年度末には1軒が残るのみとなった。

平成9年にオープンした日帰り温泉施設のわかさぎ温泉「笠置いこいの館」は、近隣町村はもとより京都市内や奈良、大阪からの利用者も多く、笠置山や木津川と並ぶ観光拠点の1つとなった。低い宿泊率を向上させるため、町内の旅館と提携した宿泊プランを設定するなど、入込客、宿泊客の増加を図ってきた。

しかし、近隣に同様の施設が出来て競争が激しくなったことや施設の老朽化が進んできた等により、入館者が減り大変厳しい経営を強いられることとなり、令和元年度には指定管理者が撤退、新たな指定管理者の参入もなく、休館という選択を取らざるを得ない状況となった。

しかし、再開を望む意見も多く、京都府が推進する「お茶の京都」プロジェクトとのタイアップや当町の自然環境を生かしたグリーンツーリズム、また笠置いこいの館を拠点とした木津川河川敷との連携した利活用により、開館を目指して積極的に取り組んでいき、観光客、宿泊客の増加を目指す。

(2) 今後の見通し

全国的に2008年の1億2,808万人をピークに人口減少局面に入っており、今後も年少人口の減少と老年人口の増加を伴いながら、2050年には9,700万人程度にまで減少するという推計が出されている。また、地域間経済格差等が若い世代の東京圏一極集中を招いている。

こうした背景に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」が成立した。この「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、平成26年12月27日に閣議決定された。

笠置町の人口は、昭和22年以降、減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口は2040年で739人まで減少すると予想されている。平成27年度には人口減少に伴う地域課題に対応するために、今後町が目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示す「笠置町人口ビジョン」及び「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」を策定、令和2年に改定した創生戦略に基づき、中長期的な人口政策の取組を実施す

ることで町の人口の減少を可能な限り抑えていくことが重要となる。

また、本町の産業は、第一次、第二次、第三次産業とも小規模なものが多いため、高齢化の進展や後継者不足等により今後も減少が予想され、観光・レクリエーション産業が中心となっていくと思われる。

区分	令和7年	令和12年		令和17年		令和22年		令和27年	
	2025年	2030年		2035年		2040年		2045年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,142	1,037	-9.2%	950	-8.4%	888	-6.5%	831	-6.4%
0～14歳	74	82	10.8%	79	-3.7%	73	-7.6%	67	-8.2%
15～64歳	510	449	-12.0%	411	-8.5%	377	-8.3%	361	-4.2%
うち15～29歳(A)	118	94	-20.3%	80	-14.9%	72	-10.0%	68	-5.6%
65歳以上(B)	558	506	-9.3%	460	-9.1%	438	-4.8%	403	-8.0%
若年者比率=(A)/総数	10.3%	9.1%	—	8.4%	—	8.1%	—	8.2%	—
高齢者比率=(B)/総数	48.9%	48.8%	—	48.4%	—	49.3%	—	48.5%	—

3. 行財政の状況

(1) 行政の現況と動向

社会経済情勢の変動する中で、行政需要は多種多様に増加し、その内容も国際化・情報化・高齢化と広範囲な対応が必要となってきた。公正な行政を目指し住民の要望を踏まえ、長期的な展望に立って目指すべき将来像を明確に見据えた取り組みを推進すべく総合計画を基礎に、最小限の経費で最大の効果をあげて明るい住みよい町づくり形成を図らなければならない。

令和3年4月1日現在の行政機構は次頁の通りで、総職員数50人（特別職除く）によって組織されているが、限られた人員と財政力で効率的な行政運営を図るため、行政情報電算処理システムの充実と機能的かつ弾力性を持った執行体制の確立に努める。

議会は8人の議員により構成し、1常任委員会と議会運営委員会によって運営されている。行政と住民を結ぶ住民自治組織は6集落あるが、集落規模は大小ばらつきがあり、住民参加の拡充にはCATVや広報並びに防災行政無線の活用を行っている。

また、本町だけでの対応には限界があるため、生活圏の拡大から広域的な対応が必要であり、相楽地区広域市町村圏を核に下記の一部事務組合等に加入している。

相楽中部消防組合 (1市2町1村)

相楽郡広域事務組合 (1市3町1村)

相楽東部広域連合	(2 町 1 村)
国民健康保険山城病院組合	(1 市 2 町 1 村)
加茂笠置組合	(1 市 1 町)
京都地方税機構	(京都市を除く京都府下全市町村)
後期高齢者医療広域連合	(京都府下全市町村)

合わせて、平成 28 年 10 月には、府県の枠を超えて、三重県伊賀市を中心市として南山城村も含めた『伊賀・山城南定住自立圏』を形成、令和 2 年度には、奈良県山添村も合流し『伊賀・山城南・東大和定住自立圏』に改め定住自立圏共生ビジョンに基づいた広域的な連携事業に取り組んでいる。

以上の行政機能を有効的効率的に運営し、住民本位の行政推進を図る。

(2) 財政の現況と動向

本町の自主財源の要となる町税は、企業及び地場産業に欠けるため、大半は依存財源に頼らざるを得ない現状である。

令和元年度普通会計決算規模は歳入 1,500,409 千円、歳出 1,474,003 千円、実質収支 18,046 千円の黒字決算ではあるが、経常収支比率は 103.4%と非常に厳しい状況である。

歳入のうち、一般財源となる町税の占める割合は 10.7%と低く、大部分は地方交付税に頼っている。歳出においては、一部事務組合への負担金が 231,615 千円で 15.7%、公債費償還額が 110,959 千円で 7.5%を占めている。

厳しい財政状況のなか、事業執行は最終的には起債に頼らなければならない。このことは、将来実質公債費比率の増大と住民に負担が強いられることとして、事業執行には計画性を立て、起債発行には充分考慮し選択しなければならない。

しかし、過疎地域には、建設投資や事業展開による地域活性化は切り離すことが出来ないため、過疎対策事業債の活用を図り、さらに経常的経費の節減に努力するとともに自主財源の増加を図る施策を図り、将来にわたる財政運営の方向を見つめ、産業振興等の強化・活性化に努め、過疎からの脱却のため積極的に前進するのみである。

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	1,582,648	1,567,330	1,474,979	1,500,409
一般財源	1,020,506	1,008,013	1,037,143	993,507
国庫支出金	46,299	140,160	91,639	103,755
府支出金	83,482	98,019	88,052	72,613
地方債	139,700	128,224	110,265	121,353
うち過疎対策事業債	67,000	37,500	39,800	63,000
その他	292,661	192,914	147,880	209,181
歳出総額 B	1,501,483	1,513,296	1,364,364	1,474,003
義務的経費	799,533	598,190	519,425	542,981
投資的経費	169,027	168,477	126,016	195,857
うち普通建設事業	169,027	167,800	122,729	190,859
その他	433,880	678,362	661,323	658,438
過疎対策事業費	99,043	68,267	57,600	67,000
歳入歳出差引額 C	81,165	54,034	110,615	26,406
翌年度へ繰り越すべき財源 D	59,000	3,378	30,326	8,360
実質収支 C-D	22,165	50,656	80,289	18,046
単年度収支		24,791	45,704	-59,272
実質単年度収支		23,501	116,539	-99,258
財政力指数	0.259	0.268	0.24	0.22
公債費負担比率	24.4	15.6	8.8	9.8
実質公債費比率	23.2	20.1	8.5	3.7
起債制限比率	15.1	—	—	—
経常収支比率	122.4	101.1	88.6	103.4
将来負担比率		55.5	—	—
地方債現在高	2,089,265	1,387,069	1,115,236	1,352,099

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
町道	27,883	27,696	29,172	29,207	29,368
改良率	1.0	14.8	15.9	18.8	21.7
舗装率	29.2	64.5	72.2	76.4	80.4
耕地1ha当たりの農道延長	29.1	4.1	17.3	17.8	18.5
林野1ha当たりの林道延長	3.0	4.9	5.7	5.9	5.9
水道普及率	80.4	82.8	91.0	98.4	99.2
水洗化率	0.0	0.0	0.0	46.3	58.7
人口千人当たりの病院、診療所の病床数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○ 交通・通信

国道 163 号は、昭和 55 年にルート上の難所であった約 1km 区間において笠置トンネルが完成し、通行車両の増加と大型重量化につながったが、いまだ車両増加に見合った道路改良ができていない箇所が残っているため、未改良区間での事故が多発していることから早期改良が望まれる。

主要地方道（笠置山添線・奈良笠置線）は、重要な観光路線及び奈良市中心部への最短路線であるが、いずれも集落内の狭い箇所を通り、幅員は狭小で離合も困難な路線であることから、通勤時間帯及び観光シーズンには住民生活に大きな支障を与えている。

待避所設置の整備が進められているものの、全区間難所であり容易に工事ができないが早期改良整備が望まれる。また一般府道笠置公園線は、名勝笠置山山頂に通じる道路であるが、全線幅員が狭小で急曲線で離合も困難な路線である。数箇所の突角改良等を行っているが全線の改良には至っていない。

町道については 63 路線あるが、全体に幅員が狭小で行き止まり路線が多いため道路拡幅と併せて行き止まり路線の解消を早期に行う必要がある。

通信施設においては、防災行政無線を昭和 61・62 年の 2 ヶ年で町全域に整備し、昭和 62 年 4 月には一部を除き同報系の無線局を開局、さらに平成 23・24 年度の 2 ヶ年でデジタル化に更新した。また平成 6 年度にはCATV設備を整備し、翌 7 年度にCATV「笠置テレビ」を開局した。平成 21 年度に地上デジタル放送への対応を実施したことにより、緊急情報伝達・行政情報伝達等に大きく役立っている。なお、行政により運営している高度情報ネットワーク網は、災害における寸断等の可能性が高いうえ、現状の職員による対応が著しく困難であること、民間の参入により住民へ多様なサービスの提供及び安定した情報提供が可能であること等により、令和元・2 年度で民間による整備・運営へと移行を行った。

○ 教育・文化

小学校校舎等は、昭和 59 年度に建設が完了し、その後コンピュータ室や給食室、屋内運動場の改修、トイレ改修や空調機器の更新等を実施してきたが、施設の老朽化に伴うプールの改修や設備の更新等の要望があり、よりよい教育環境の整備が必要となっている。

中学校は耐震診断の結果をもとに、平成 19 年度・20 年度に施設の耐震補強を実施し、施設の長寿命化や安全性を図ったところであるが、他に排水路や浄化槽の改良等の要望もある。

また小中学校においては、ともに GIGA スクール構想に基づき、端末及び校内 LAN を整

備しており、教育の情報化を進めている。

この他、老朽化した中央公民館は令和元年 9 月で閉館し、その機能を産業振興会館に集約したが、体育館及び運動公園の利用にあわせ、今後の生涯学習の取り組みや活動が課題である。

○ 生活環境

① 児童福祉

近年の少子化の進行、夫婦共働き家族の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境や保育内容の充実に努めなければならない。

② 簡易水道

本町の集落は、6 地区に点在しているため簡易水道が分散しており独立した施設が 3 箇所ある。令和 2 年 3 月末における給水人口は 1,258 人で普及率 99.2%である。

③ 公営住宅等

本町の公営住宅は、3 団地あり総管理戸数は 73 戸であるが、そのうち半数が木造住宅で耐用年数を経過しており、老朽化が激しい現状である。

公営住宅は笠置町町営住宅等長寿命化計画に基づき、耐震化及びバリアフリー化を進めているが、入居者の多くは高齢者世帯となっているため、さらなるバリアフリー化を進めていく必要がある。

以前より若者が就職や結婚を期に町外に流出するという現象が目立っており、今後とも核家族化が進むなか、通勤・通学に便利な位置を選び宅地造成を行うとともに、若者等定住対策として 1 戸建住宅の建設と併せ空き家対策等の事業促進を行う必要がある。

④ 消防防災施設

本町における消防施設設備については、従来から充実強化を図っており、消防ポンプ保有数は基準に達して 100%を保持している。

ただし、消防水利にあたっては充足率を上げてはいるものの、町内全域にわたり敷設されている水道管が小口径であるため、全体に対して水利基準に適合した消火栓が極めて少ないといったことが原因となり、現在十分な状態ではない。

また、防火水槽についても、土地の提供が見込まれないため、新設は困難な状況となっている。

今後は水道の基幹改良事業に併せ水道管の敷設替えを実施し、基準に適合する消火栓を整備するとともに、自然水利を有効に活用する方策なども含めて充実整備を行う

必要がある。

また、防災行政無線については、町内全戸に戸別受信機を設置し情報提供を行っているが、平成 23・24 年度の 2 ヶ年で同報系(一部を除き)をデジタル化に更新し、J-A L E R T (全国瞬時警報システム)等との連携を図り、情報提供の充足を図った。今後は同報系(一部)及び移動系のデジタル化を視野に入れ、早急に対策を講じる必要がある。

○ 医療施設

本町には民間の医院と歯科診療所がそれぞれ 1 ヶ所、調剤薬局 1 ヶ所があるものの、安定的な医師・看護師ともに不足しており、一次救急医療機関がない状況である。

また本町は国民健康保険山城病院組合に加入しており、この広域医療機関の中核をなす京都山城総合医療センターの診療科目も充実されてきたが、医療機関の更なる充足を図るため、関係機関と連携し整備促進を行っていかねばならない。

○ 産業振興施設

① 農業関係

本町の農業は、農家 1 戸当りの経営規模は 0.5ha 以下の零細農家がほとんどで農業関連の施設がなく、農業基盤整備が進んでいない。

農業従事者の高齢化・担い手不足が進むなか産業振興の促進のため、農業基盤整備を行う必要がある。

② 林業関係

林道は 5 路線 11,104m で、路線の幅員は 3.0m 以上であり林道密度は 15.9m/ha となっている。広域基幹林道から延びた葉脈林道は 3 路線あるが、林業の活性化を図るため、新たな路線を開設する必要がある。

③ 商工業関係

若者等の定住の基本である雇用の場の確保を図ることは最重要課題である。

しかしながら、都市志向や条件の未整備により若年層が流出し、地場産業といえるものが育っておらず、産業全般に渡り弱体化しているという極めて憂慮すべき事態にある。

近年、笠置町を取り巻く近隣地域で交通網の改善が大きく進展し、新都市圏の形成がされている今、新たな視点に立った地場産業の確立を目指し、育成強化を図らなくてはならない。

4. 地域の持続的発展の基本方針

本町は緑豊かな美しい自然との調和を保ちつつ、住み良い生活環境が整備された町として、これから大きく発展するため、関西文化学術研究都市との有機的連携並びに地域個性の形成を図り、観光を中心とした産業の振興と併せて、歴史のゆかり深い個性豊かな歴史文化観光都市を目指す。

新名神高速道路や京阪奈自動車道など道路網の整備が進み、周辺の交通アクセスは改善され、近年の観光の多様化により当町の豊かな自然と歴史的文化遺産を活用したアウトドアやレクリエーション、スポーツの場として、近隣都市圏の日帰り圏域となることから、都市圏にはない住環境や文化情報の交流の主要な拠点となることができる。

また広域的な観点から見れば、本町は京都・奈良・吉野・熊野を結ぶ歴史文化宗教の南北軸と関西新空港、北勢高度技術都市圏などのプロジェクトがある東西軸の交差地域にあって、その潜在的要因から独自の地域個性豊かな町に大きく発展する可能性を秘めている。

観光を中心とした町づくりを進めている本町では、官・民一体で笠置山の巨岩・怪石や山間を流れる木津川の景観保全等、笠置の特色を生かした町づくりを進めるとともに、若者等を引き付けるU J I ターンの受け皿整備を進め、定住化の促進を図る。

以上のような観点から本町の果たす役割を踏まえ、自然と共生した良好な環境の中で、住民が安心して住み、働き、学び、集い、活発な交流活動によるにぎわいある『歴史文化観光都市』を町づくりの基本方針とする。

(1) 重点課題

① 若者等U J I ターンの受け皿づくり

若者等の定住方策としては、生活環境・職場・子育て・文化の4つの視点で受け皿づくりを進めなければならない。大規模宅地開発は地形上望めないものの、良好な住環境の提供など、住み良い生活環境の整備をはじめ、空き家バンクの確立、広域的視野に基づく交通網や情報通信網等の整備、保健・医療の確保や学校教育など諸々の施策を有機的に関連させながら定住条件の総合的改善を図る。

② 高齢化社会への対応

今後継続的に高齢化社会が進むとともに、人口の減少が見込まれている。活力ある長寿社会を築いていくため、笠置町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者を地域全体で支える総合的な医療・介護・福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者の持つ豊かな経験と能力を発揮する地域づくり、仲間づくり、学習活動、スポーツ活動、世代交流等を行い、社会参加をすることによって生きがいを得られる体制づくりを整備して行く。

③ 情報発信の基礎づくり

笠置町しかない魅力を高め、若者等が定住するだけの魅力や活気あるまちづくりを

推進する。そのため、その舞台となる施設づくりや人づくり・しくみづくりに向けて積極的な取り組みを図る。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した過疎地域の持続的発展に向けて、令和2年2月に改定した「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」に基づき、『世代を超えて、みんなが交流し、健康で安心して生活しやすく暮らしてみたいコンパクトなまち』をメインテーマに、次の4つを基本目標として、小さな町ならではのまちづくりを推進する。

- ① 多様な人材の活躍により笠置町における安定した雇用を創出する
- ② 人を引き付け、笠置町への新しいひとの流れを創出する
- ③ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する
- ④ 地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくる

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における方針や目標については、「笠置町総合計画」及び「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」と相応するものであるので、本計画の達成状況については、PDCAサイクルによる効果・検証を行い、総合計画策定委員会に報告するものとする。

7. 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年とする。

8. 公共施設総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した笠置町公共施設総合管理計画は、本町が所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。

また、今後も人口減少が続き、さらなる少子高齢化が進めば、財政基盤が極めて厳しい状況になることを想定し、公共施設の今後の在り方として、安全に公共施設を維持するため「現状維持、更新、統廃合、耐震化、長寿命化」に対応した施設の管理を基本とするものである。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現状と問題点

人口減少、少子高齢化の加速により地域の過疎化が進み、将来推計でも下降の一途をたどり、平成26年には初めて出生が“0（ゼロ）”、その後も年間の出生は2～3人にとどまっている。老年人口が生産年齢人口を大きく上回り、町内の各集落では地域事業の継続が危ぶまれ、地域コミュニティの維持も困難となり、集落の衰退も危惧される。

平成27年に「笠置町空き家バンク制度」を導入し、転出や後継者不足により生じた家屋について、賃貸又は売買が可能な物件として登録を依頼し、移住・定住希望者に情報提供を行っているが物件の登録は進まず、移住・定住につながっていない状況である。

2. その対策

空き家バンク制度を活用した移住者に対する助成事業として、住居の改修費や家財の処分費について補助を行っており、さらなる制度の充実とその周知を積極的に行う。

また平成28年度から地域おこし協力隊制度を活用して継続的に任用し、空き家の掘り起こしや所有者との調整、移住者の受け入れ等について活動している。地域としての受け入れ態勢を強化し、移住者の孤立化を防ぐためにも、相談窓口や地域活動への支援等、体制整備を推進する。

また平成29年度からは地域活性化起業人（旧地域おこし企業人）制度を活用して複数名を任用して、民間のノウハウやつながりにより交流人口・関係人口の拡大を図っている。

今後、本町を支える人材、地域コミュニティを維持する人材の発掘並びに育成を図るためにも、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の継続した任用、高齢者の活躍の場を提供していくためのシルバー人材センターの設立等の必要がある。

第3 産業の振興

1. 現状と問題点

(1) 農業

本町の農地は、山腹丘陵地あるいは谷間に開かれた山間谷地で小区画、不整形の耕地が多く経営耕地面積8haとなっている。

2015年農業センサスでは、農家戸数が82戸で2010年調査に比べ13戸減少している。そのうち専業農家は7戸となり、農業就業者数も24人と、後継者の不足や農業離れが進んでいる。

農家離れと比例し経営耕地面積においてもその数字が表れており、田、畑とも減少し

ている。また、1戸当たりの経営規模は0.3～0.5haが農家全体の72%を占め0.5～1haが28%と、零細な経営規模農家が大半を占めている。

本町の農家は、元来水稻を中心とした自給的農業に畑作物として抑制キュウリ、エンドウ等を生産出荷されていたが、これらも農業従事者の高齢化、若者の流出と担い手不足から縮小あるいは離農するケースがでている。また、耕作条件においても山間谷地棚田等で農業基盤整備が進んでいない小区画不整形農地が大半を占め集約農業経営が厳しい現状にある。特に、今後の農業振興の核となるべき担い手対策については、就業構造・立地条件等から新規就農・女性農業者の育成等いずれの施策においても具体的施策の促進には課題が多い。また以前より、有害鳥獣による農作物への被害拡大が耕作放棄地増加の大きな要因の一つとなっているが、抜本的な解決策が無い現状である。今後、第2種兼業農家の離農が進む傾向にあり、農地の有する多面的機能の維持、荒廃農地の拡大防止と有効利用が課題である。

(2) 林業

本町の森林面積は、町総面積の約80%に相当する1,881haである。

町内者が所有する森林面積は約35%と少なく、6割以上の森林を町外者が所有している。しかし森林は林産物の生産、水源かん養、自然環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能を通じて住民生活と深く結びついてきた。

戦後、杉・桧を中心に拡大造林が積極的に進められ人工林率は50%に達しているが、所有規模の零細(5ha以下の所有者81%)、山林労働者の減少、木材の需要、価格の低迷、森林所有者意識の変化等に起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐保有等が適正に実施されていない森林が増加している。

今後、これらの森林を、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成を図るための基盤として整備していくことが、緊急かつ重要な課題となっている。

一方水稻の裏作経営として、約50年前前からシイタケの原木栽培による生産が行われ年間70～80t生産出荷されたが、近年生産者の高齢化と後継者不足により、その生産量は減少している。

しかし、原木栽培から菌床栽培に転換し規模拡大を図っている生産者もあり、今後これらの育成と販路の開拓が課題である。

(3) 地域産業(工業)

本町の工業は、もともとこれといった産業がなく、ほとんどの企業が下請零細で企業数も極端に少ない。

これは、町全域の約 8 割が山林であり、平地も少ないうえに急峻な土地が多く工業の立地に適した土地が少ないことが要因となっている。

また従来から人口規模の小さい町であり、絶対的労働力の不足とともに、社会、産業構造の変化により減少し、中でも若年労働力は都市への流出により確保できなくなり、優良企業の立地が難しいことと相俟って悪循環となっている。

(4) 商 業

本町の商業は、駅前を中心にその周辺で多くの店舗が経営していたが、そのほとんどが小規模な小売店で、商業地としての魅力も乏しく消費者の大半は近郊の都市へ流出している現状である。また家族経営の事業所がほとんどで後継者不足が影響し閉店する事業所も増加している。

人口規模が小さい本町では人口減少により需要の増加が見込めない現状で、近隣市の大型商業施設等の出店により集客が望めないうえに、店舗への設備投資もできない状況では、経営意欲が減退し、市場の競争力が弱体化し、さらに後継者不足が追い打ちをかける状況である。

(5) 観 光

古くは修験道や、元弘の戦で有名な笠置山には、巨岩・怪石がいたる所で露出し、桜・もみじ等豊かな森林資源と雄大な自然景観に恵まれている。

また、平安時代弥勒信仰で栄えたこの地の修験道を利用した遊歩道を整備し、多くの観光客が訪れている。

本町の中央を流れる木津川流域は、平常の水量時では広範な河川敷地を呈し、春から秋にかけて釣りやキャンプをはじめ、カヌーやボルダリングなどアウトドアレジャーのメッカとなっている。

駅前周辺には、町のシンボルとして、元弘の戦のモニュメントを設置し、「産業振興会館」では喫茶コーナーや観光客への情報提供を行っている。

笠置山や木津川流域一帯を観光レクリエーション地域として整備を行い、夏まつりやもみじまつり等の年間を通したイベントの実施、観光PRの実施により、本町の知名度は高まり交流人口が増加したが、駐車場の整備や魅力ある宿泊施設、あわせて観光向け商店街の整備が必要である。

また、観光拠点施設として設置している温泉施設「笠置いこいの館」は、周辺地域で多種多様な温泉施設が運営されている中、それに対抗しうる有効な運営に手が付けられていない状態となり、同施設の運営は困窮を極め、新たな事業者を模索するも令和元年

9月から温浴・食部門については休館となっている。

駐車場不足による違法駐車や道路狭小が原因の離合困難による交通渋滞が生じ、唯一の公共交通機関であるJRを利用する観光客については、観光シーズン・イベント開催時等においては、本数・車両数が少ないため乗車できない場合もあるため、道路網及び交通機関の整備が重要な課題となっている。

観光入込客数はレジャーの多様化により年々増加しているが、その大半がキャンプやボルダリング、ハイキングなどの日帰りの観光客であるため、観光資源の有効活用や特産品の開発、それぞれの施設の連携等を推進し、観光消費額の増加による観光産業を促進する必要がある。

2. その対策

(1) 農 業

農業振興については、各集落において、今後のあるべき農地利用について、将来展望を持った中での話し合いを促進し、集落の実態に応じた振興施策を推進誘導する。

- 農地保全と農地の集団化を図るため、農業基盤整備を推進し地域農業の再編と農作業受委託制度の確立を図る。
- 担い手対策については、今後とも高齢者や女性による農業経営が続くと予想できることから、地域農業の振興にその能力を發揮できる環境づくりを図る。
- 優良農地でありながら遊休農地化する農地については、都市住民との交流の場として、本町の恵まれた観光資源と連携した観光農園、体験農園として活用を図る。
- 荒廃農地の多面的な利活用を図る。(梅・桃等の景観木の植栽)
- 有害鳥獣対策を推進する。(駆除活動の強化、防除・防護施設の設置促進)
- 笠置町ブランドの確立を視野に6次産業化等の付加価値を高める製品化を推進する。

(2) 林 業

- 林道・作業道等、林業の生産基盤の整備促進を図る。
- 町森林整備計画に基づき、森林の健全な育成を図るため、除・間伐を計画的に実施できるように国及び府の補助制度を導入する。
- 林業生産に多大な役割を果たしている森林組合組織の充実と組織改善施策として、作業機器の導入や若手の育成、また近隣町村との連携を図る。
- 豊富な名所史跡を背景に、森林レクリエーションや自然教育の場としての森林総合利用施設の整備の推進を図る。

- シイタケの原木栽培から菌床栽培の転換と販路の開拓に努める。

(3) 地域産業（工業）

◎ 工業適地の検討

新たな産業の育成並びに住民の安定した所得の確保は、定住条件の大きな要因である。住民に対して魅力ある雇用機会を提供し、所得水準を向上させるとともに豊かな生活を可能とするため、工場適地を検討し、適地可能地については工場の誘致に努める。

◎ 労働適齢者の増加

大都市近郊に位置するという立地条件を活かし、近隣市町村への通勤者に対しても、その増加を図るための道路交通網の整備・住環境の整備等定住条件の改善を進め、町内全体での労働適齢者の増加を図る。

(4) 商業

◎ 魅力ある商店街の形成

郷土料理、みやげ物、特産品などの分野で商品開発や販売促進を進め、消費者の購買力を向上させる。また、地域住民が日常的に集い、楽しみ、くつろぐ場として都市とは異なった店舗づくりへの援助など、魅力ある商業地の整備を図る。

◎ 経営意欲の向上

商店の集約化、駐車場の確保など消費者の利便性の向上を図ることにより、購買力の増加とともに経営意欲の向上に努める。

(5) 観光

豊かな自然と歴史文化という地域資源を最大限に活用するため、グリーンツーリズムの積極的な推進を図り、観光施設の整備・充実と併せ、観光地点への交通網の整備を図る。

J R 関西本線の電化は、地域住民及び入込客の利便性を図る最も重要な問題となるため、電化促進を関係機関に強く働きかけ、早期電化を目指す。

また、本町は古くから桜の名所としても知られているが、近年桜の古木化が目立ち始めていることから、桜・もみじの植栽及び管理を積極的に行う。

笠置山・木津川河川敷は、豊かな自然に恵まれており、特に河川敷では、キャンプ等のアウトドアレジャーを楽しむ観光客が多いことから、季節を問わず自然体験ができる快適水辺空間としての公園化を進める。

◎ 観光施設の整備

観光施設整備として、河川敷公園・道路整備・駐車場整備等を行い、併せて民間活力等の導入を図り、施設の充実に努める。

また「笠置いこいの館」については、低下している経営状態の改善を図るため、指定管理者制度を活用し運営主体を民間へ切り替えたが、悪化した経営状況は改善されず、民間事業者も撤退し、やむなく休館という選択をせざるを得なくなった。今後は、営業形態や体制の検討を進め再開を目指すとともに、観光拠点としての機能を十二分に発揮できるよう周辺の観光資源を活用した観光のまちづくりを促す。

◎ その他

地域の資源や人材等を活用し、農業施策と連携した特産品の開発、名物料理の開発や料理、体験など付加価値をつけたツアーを実施、又は誘致するなど経済効果の高い観光振興を図る。

◎ 観光振興に向けての観光道路の整備

観光振興に向けての広域観光の観点から、柳生方面への主要地方道笠置山添線及び笠置山山頂への府道笠置公園線の拡幅改良が重要であるため、関係機関に強く働きかけ早期実現を目指す。

◎ その他の対策

広域的観光を強化するため、「お茶の京都」DMO や「京・伊賀・大和広域観光連盟」等との有機的な連携を図る。

また、現在無人化となっているJR笠置駅に駅員を配置し、観光客や高齢者などの対応を行い、観光のまちづくり、人と人がつながるまちづくりを促進する。

3. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
笠置町全域	製造業、 情報サービス業等、 農林水産物等販売業、 旅館業	令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記1(1)～(5)及び2(1)～(5)のとおり産業振興促進のため、周辺市町村との連携を図る。

第4 地域における情報化

1. 現状と問題点

◎ 防災行政無線

防災行政無線は、昭和62年に運用を開始し、以来、防災・行政情報の伝達及び情報収集に活用してきたが、平成23・24年度でデジタル化に更新した。今後は各家庭へ配置している全受信機についてデジタル化を進め、早期にシステム全体の更新を行い、正確かつ迅速な情報伝達手段としての効果的運用に努めなければならない。

◎ CATV放送施設等

平成7年度に開局したCATVは、地上デジタル放送開始に先立って、平成21年度にCATV放送設備の機器更新を終えており、緊急情報の伝達及び行政情報の伝達等に大きく役立っている。

行政により運営していた高度情報ネットワーク網は、災害における寸断等の可能性が高いうえ、現状の職員による対応や住民へ安定した多様なサービス提供が著しく困難な状況となっていたため、民間事業者へ業務の移行を行った。

今後はCATVだけではなく、笠置町ホームページをはじめとするインターネット等を活用した地域情報の発信を促進し、情報伝達の多様化・迅速化に対応する必要がある。

2. その対策

◎ 防災行政無線

集落が山間急傾斜地に沿って形成されており、土砂崩れ等による被災及び孤立しやすい本町にあって、迅速かつ的確な情報収集・伝達の手段である無線通信網は極めて重要であり、京都府とともに総合的防災行政無線のネットワークの拡充と移動無線機の増設を推進する。

◎ CATV放送施設等

平成21年度に整備した地上波デジタル放送対応施設を基盤とし、光ケーブルを利活用した公共施設のネットワーク化を図り、住民への情報提供の充足等を推進する。

なお、行政運営を行っていた情報ネットワーク網は、災害における寸断等の可能性が高い中、現状の職員による対応が著しく困難であるため、平成2年度に民間による整備・運営へと移行を行った。今後は自主放送による住民情報の提供を積極的に進めるため機器の維持を行う。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現状と問題点

(1) 道 路

本町域の幹線道路は、木津川右岸に沿って国道 163 号が東西に走る主軸をなし、主要地方道笠置山添線、同じく奈良笠置線が主要集落を結び、町道がそれに接続している。

◎ 一般国道

国道 163 号は、三重県、京都南部、大阪を結ぶルートで、木津川右岸に沿って東西に貫通し、町内の 4 集落を結んでおり町内道路の最重要道路である。

昭和 55 年、ルートの難所であった、通称七曲がり区間約 1 kmにおいてトンネル(笠置トンネル)完成により通行車両の増加と大型車両通行の増加につながったが、いまだ車両増加や大型重量化に見合った交通安全施設、狭小区間の道路改良、歩道の設置等の未整備区間が残っており、交通事故も依然として発生している。

◎ 府 道

主要地方道笠置山添線は、集落中心部において奈良笠置線から分岐し、奈良市柳生町を経由し名阪国道に至る基幹道路であり観光道路でもある。

同じく奈良笠置線は、国道 163 号から分岐し、奈良市中心部を結ぶ通勤・観光道路であるが、道路は狭あい、狭小で離合すら困難な路線であり通勤時間帯及び観光シーズンには、住民生活に支障を与えている。

また一般府道笠置公園線は、史跡名勝笠置山に通じる道路であり、山頂集落の生活道路でもあるが、全線が狭小で急勾配であり離合困難な路線である。

◎ 町 道

本町の町道は、63 路線、総延長 29,368mであり 1・2 級町道 12 路線は国道 163 号もしくは、主要地方道笠置山添線、奈良笠置線に接続されている。

集落間を結ぶ 1 級町道は、旧街道あるいは旧道を拡幅したのみで、道路幅員は狭小であり急勾配路線で大型車両通行は不可能である。また、2 級・その他町道においても集落内里道を拡幅し町道とした路線が数多くある。

本町の町道は集落の生活道路であるが大型車の通行が不可能な未改良路線がほとんどであり、行き止まり路線も多くある。

道路法に基づく台帳整備後の 1・2 級町道 13,715mに対し、改良率は 19.4%、舗装率は 93.1% (令和 2 年 4 月現在)となっている。

また、本町の道路橋は 30 橋で、平成 24 年 3 月に策定した橋梁長寿命化計画に基づき、損傷が顕著化してから対策を行う事後保全の考え方から、損傷が顕著化する前に補修または事前に対処する予防保全型の考えを踏まえ、平成 26 年度から修繕工

事を実施している。

(2) 鉄 道

本町は、名古屋～大阪を結ぶ J R 関西本線が運行されて通勤通学者をはじめ、奈良・大阪・京都への住民の重要な交通手段として利用されるとともに、多くの観光客が利用している。

昭和 63 年 3 月隣市・木津川市の J R 加茂駅まで電化され大阪～加茂間が直通となり増便されたが、加茂亀山間は非電化区間が残り、ワンマン化とともに運行本数が減り大阪・京都方面からの利用者は不便になった。

沿線住民運動により、運行数はやや改善されたが、乗客数は減少傾向にあり今後の利用状況によっては運行本数の減少も考えられる。

(3) バス輸送

民間事業者による運航が休止となって以降、町内 6 集落を結ぶ福祉バスの運行を町単独で行い、児童や自動車運転免許を持たない高齢者の身近な公共交通機関として大きな役割を果たしている。

2. その対策

(1) 道路

◎ 国道 163 号

通行車両の増加と大型重量化にともない、狭小区間の道路拡幅改良とともに、自転車・歩行者の安全確保のための安全施設整備の早期整備促進、並びに有市地区における冠水対策の早期完成を関係機関に要望する。

◎ 府 道

ア 笠置山添線

笠置・柳生の観光ルートであり、名阪国道へ至る基幹道路であるため、大型バスの運行可能な路線整備を要望する。

イ 奈良笠置線

三重県方面から奈良市中心部への自動車利用者のバイパス的道路であり、離合不能区間の解消と拡幅改良を要望する。

ウ 笠置公園線

笠置山頂に通じ、町の観光路線でシーズンを通じ利用者が多く、山頂集落の生活道路であり、利用者の安全確保のため待避所の確保と突角改良を要望する。

◎ 町 道

集落間の連絡道路としての機能の向上と住民生活の利便性、利用者の安全確保を図るため、道路新設、基幹道路の道路拡幅、行き止まり道路の解消を図る。

ア (1 級) 町道笠置有市線道路拡幅改良

イ (1 級) 町道笠置広岡線道路拡幅改良

ウ (2 級) 町道笠置切山線のバイパス道路新設

エ (他) 町道笠置山線道路改良

オ その他の町道については、狭小部の改良、行き止り道路の解消、未舗装箇所
の改良を図る。

(2) 鉄 道

高齢者や学生等が日常的に利用している公共交通サービスの維持・充実のため、沿線市町村と協力し、運行本数の増便と電化促進を関係機関に要望する。

(3) バス輸送

住民の身近な交通手段として大切な役割を果たしている町単独の福祉バスの運行改善を図るとともに、町民以外も利用できる有償運送事業化や、新たなオンデマンドによる有償運送事業を検討する。

また相楽東部地域を運行する「相楽東部広域バス」の運行を充実し利用促進を図る。

第 6 生活環境の整備

1. 現状と問題点

(1) 簡易水道施設

生活の近代化と衛生思想の普及によって、今日では我が国の水道普及率は 97.7%に達し、水道事業は住民生活にとって不可欠な施設となっており、地域発展の基幹施設である。

本町の水道事業は、昭和 29 年度に笠置簡易水道を創設し給水を開始したのに始まり昭和 45 年度には有市簡易水道の創設、平成 5 年度では東部簡易水道の完成、平成 14 年度には切山地区、平成 16 年度には飛鳥路地区の供給を開始し、その間施設の充実を図りながら住民の生活用水を供給し現在に至っている。

水道普及率は 99.2% (令和 2 年 3 月末現在。飛鳥路飲料水供給施設分を除く。) で、老朽化施設の更新や有収率の向上等の対策をはじめ、水道事業にとって課題が多く、

その解決が必要である。

また簡易水道事業会計については公営企業法の適用に向けての整備等が必要となっている。

(2) 下水道処理施設

町全域にわたり、下水道処理施設は未整備であり、高齢化人口の急速な増加・若者の流失により生活排水対策は進んでいない状況である。ほとんどの生活排水は未処理のまま下排水路・農業用水路から河川に放流されており、自然環境・生活環境さらに農業水路の悪化をきたしている。近年生活様式の近代化とともに水洗化による、し尿単独処理生活排水と合併処理浄化槽等が普及している。

本町の集落は、木津川に沿って点在し、山狭な急斜面の地形で平地が少なく道路は狭い現状で、町中心部において住宅は密集しているが、他の集落は 10 戸～50 数戸の小集落であるため、町全域の一体化した施設の早期設置は難しいため、平成 9 年度より、生活排水対策を推進するうえで極めて有効な小型合併処理浄化槽の普及を進めている。令和元年度末では合併・単独合わせて浄化槽の処理人口が 743 人となり、水洗化率も 58.7%となった。今後も町全域の水洗化を図ることとし、その導入を促進している。

(3) 廃棄物処理施設

◎ ごみ処理

収集運搬及び中間処理については相楽東部広域連合を通して、民間業者に業務委託しており、可燃ごみ・粗大ごみ・プラスチック製容器包装・カン・ビン・その他プラスチック等に分別し実施している。

平成 11 年度に稼働したごみ処理施設「相楽東部クリーンセンター」は、施設設備の老朽化が進んでいること、また、施設の周辺地域との協定により施設の使用期限が平成 31 年 3 月末日であったため、現在休止中で、今後のゴミ処理体制について早急な対応が求められる。

◎ し尿処理

し尿処理については相楽郡広域事務組合において実施している。平成 12 年度から稼働していたし尿処理施設は老朽化したため、令和 2 年度に新たな方式の処理施設に更新した。

(4) 消防防災

本町は、人口が年々減少し若年層の転出が多く高齢化が進行するなか、消防団員の確保が困難になってきている。特に団員のサラリーマン化が進み昼間の防災体制が大きな課題となっている。

さらに、消防団活動の多様化に伴い、消防団の装備の基準等が見直されたため、新基準に即した装備品を導入する必要がある。

水利については、充足率が向上してきたとはいえ、まだ90%弱のため今後一層の充足率向上に努めなければならない。又、大小多くの河川を有しながら、ポンプの搬入ができない箇所が多いため、今後は河川改修とともに進入路等の設置を関係機関に要請する必要がある。

機動力については、本町は急な坂道が多く幅員も狭く消防自動車の進入できない道があるので、軽自動車の四輪駆動車を導入し万全を期しているが、導入後相当年数が経過しているものもあり、車両の更新をはじめ、より一層の整備が必要である。

また本町の約80%が山林であるが、林野火災に対応できる施設整備が未整備のため、早急に整備する必要がある。本町は急峻な山地にそって集落が形成されていることから、土砂崩れ等の自然発生災害の可能性が高いので、防災施設の整備が必要である。

(5) 住 宅

本町の公営住宅は、3団地、総管理戸数73戸であるが、そのうち半数が耐用年数を経過し、老朽化の進んだ木造平屋建て住宅である。また他の公営住宅においても狭い居住スペースであり、現在の生活環境に適していない状況にある。

一方、民間の賃貸住宅は少なく、大規模開発は今後も見込めない状況である。

そのため、平成27年3月に策定した町営住宅長寿命化計画に基づき、修繕及び老朽化住宅の除去・建替えや、若者向け及び高齢者向けの住宅建設が課題となっている。

2. その対策

(1) 簡易水道施設

◎ 将来の水需要に即した施設整備

令和2年度に、令和11年度までを計画期間とした笠置町簡易水道事業経営戦略を策定し、安定的な給水を確保するため、笠置、有市簡易水道の既設水源をはじめ、既設施設の更新等の検討を行う。また京都府が策定した「京都府水道グランドデザイン」により広域連携を進め、コスト削減に努める。

◎ 配水管の耐震化対策

老朽化した配水管は、順次更新を行っているが、今後の更新については併せて耐

震化対策を実施する。

◎ 既設水道事業の統合計画

既設の笠置、有市、東部簡易水道は、現状の給水区域で将来計画に基づく施設整備を行い、全簡易水道を統合整備する。

◎ 中央監視制御システムの改良

簡易水道統合と同時に、未導入の施設には断水につながる非常事態を未然に防止するためテレメーター設備を介し、総合的に監視制御を行う。

(2) 下水道処理施設

合併浄化槽設置の推進と補助制度の拡充、広報及び利活用の充実を図る。

(3) 廃棄物処理施設

◎ ごみ処理対策

令和2年度に策定した笠置町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、住民一人一人、事業者それぞれの協力の下、ごみの分別を徹底し、減量化及び資源化への取り組みを進める。

ごみ処理については、相楽東部広域連合において行っているが今後最終処分地等の整備を行う。また、ごみ処理施設「相楽東部クリーンセンター」が休止しているため、今後の方向性についてあらゆる面から検討するとともに、ごみ処理に必要な計画等の見直しや策定等を行い、早急に処理体制を整備する必要がある。

◎ し尿処理対策

収集体制の整備や定期収集の完全実施などの収集体制の確立に努め、地域単位の水洗化計画の樹立で、合併浄化槽の普及などに努める。

(4) 消防防災

令和2年3月に修正した「笠置町地域防災計画」に基づき、次の事項を推進する。

◎ 消防施設等の充実

消防施設や消防団装備品の充実と小型動力ポンプ並びに同積載車の整備強化に努める。特に、消防水利の充足は重要であり、水道の整備・改良事業に併せ消火栓の増設・水道管の大口径化を行うとともに、自然水利についても有効に活用できるよう対策を講じる。

また、防火水槽についても用地の取得は困難ではあるが、可能な限り耐震性・飲料水兼用タイプの整備に努める。

◎ 防災対策

人命や財産、暮らしの安全を守るために、災害発生を防止する治山、治水、砂防事業の防災施設の整備を促進し、さらに、情報伝達体制、警戒避難体制の確立を図る。

(5) 住 宅

若者等定住、U J I ターンの地方定住、地域活性化と豊かな居住、高齢化社会対応に向けた公営住宅の総合的な計画の早期樹立と実現を図る。

また、笠置町町営住宅等長寿命化計画に基づく修繕や、耐用年数の経過した木造住宅の除去・建替えを促進する。

さらに、民間宅地開発として、土地利用計画・総合計画の整合性、開発指導要綱等の適正な運用により、その規制と誘導を図り、分譲住宅など住宅団地の形成に努める。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現状と問題点

(1) 児童福祉

平成26年に出生「0(ゼロ)」となったが、以降も2~3名程度の出生となっている。

近年の少子化対策は、これまでの「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」とともに、社会全体で子育てを支えるための環境づくりなど、より一層推進することが求められており、当町においても地域全体で子どもを育てる環境づくりと、多様で質の高い乳幼児保育、学童保育の拡充に対する要望が高まっている。

(2) 高齢者福祉

笠置町における高齢化率(全人口における65歳以上の人口)は、令和3年3月末現在では52.15%と超高齢化社会の領域に達している。

このような状況のもとで、高齢者の保健・福祉・医療を促進し、真に豊かで安心できる社会を推進する必要がある。

本町では国・府などの関連計画との整合性を図りつつ、本町に暮らす高齢者が、それぞれの住み慣れた地域において自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し「みんなの力で、生涯いきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念に、令和3年3月に笠置町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しその推進に務めている。

高齢化の進展により、介護を必要とする人であっても、その人の人権が尊重され「このまちで暮らせてよかった」と思える町であること、すべての町民が安心して暮らせる町づくりの推進を行う必要がある。

計画実現のための方策として、介護保険事業の推進、介護予防と健康づくり、地域包括ケア体制の推進、在宅生活への支援などの取り組みを図る必要がある。

(3) 町民の健康づくり

まず、病気になるまい丈夫なからだをつくるため、食生活・生活習慣の見直しなど生活全般を対象に、健康チェック・スポーツを取り入れた健康教育に重点を置き、関係機関・団体との連携を図り、住民が主体性を持って自らの健康増進に取り組むよう健康に対する意識の高揚を促し、総合的な健康づくりを進めなければならない。

(4) 障がい児者福祉

すべての人が自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、平成30年3月に策定された障がい者基本計画（計画期間は令和5年度まで）に基づき、令和3年3月に相楽東部3町村で第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画を共同で策定した。

高齢化の進行等もあり、複雑化している障がい者の日常生活や社会生活の支援策により地域でいきいきと暮らし続けるため計画に基づき、実効性のある施策が必要である。

2. その対策

(1) 児童福祉

地域全体で子育てを応援していくために、令和2年3月に第2期笠置町子ども・子育て支援事業計画を策定した。子育て相談や子育てに関する情報提供への支援、児童公園の整備や再生など、子育て環境の充実及び保護者の交流の場を整備し、地域での孤立化を防ぎ、安心して出産・育児ができる環境づくりに努める。また仕事と子育ての両立支援のため、一時延長保育、乳児保育等の多様な保育サービスの充実、幼児教育を兼ね備えた保育所機能や、放課後児童機能の充実など、質の高い子育て環境の推進を図る。

また、引き続き保育所入所以前の子ども達への所庭の開放、児童の送迎バスの確保を図る。

(2) 高齢者福祉

高齢者が、いつまでも元気で自ら楽しく安心して日常生活を送るために、ボランティアコーディネーター等を通じたボランティア活動の支援、介護予防、在宅生活支援、また、食事の調理が困難な高齢者に対して定期的に居宅を訪問して、栄養のバランスのと

れた食事が提供できる環境の整備を行う。

更に介護にあたる家族への負担軽減への支援や、認知症に関する理解の促進、介護に関する正しい知識や技術の啓発に努める。

また、人口減少、少子高齢化が顕著な本町では、高齢者の健康づくりや生きがい活動拠点をはじめ全ての人々が自然に交流でき、多様な（公共）サービスの提供が受けられ心豊かに生活できる高齢者の居場所としての多世代交流施設「つむぎてらす」の施設整備を推進する。

(3) 町民の健康づくり

日常生活の中から総合的な健康づくりを進めるため、保健師による健康教育・健康相談サービスの充実を図るとともに、地域における総合的な医療体制の確立・地域医療のネットワークづくり・訪問指導・機能訓練の充実など健康づくり体制を整備する。

○ 母子保健

母子訪問指導、家族計画、出産にかかる母親教室や保健指導、保健相談の業務体制を整備し、母子の健康増進の充実を図る。

○ 成人保健

健康増進法に基づき、がん検診などの各種検診の実施を行うほか、検診の受診率の向上に向けて総合検診などの内容の充実に努める。

○ 介護保険

高齢化が急速に進行する中、高齢者が要支援・要介護状態となることなく、できる限り健康を維持するために、要指導者への生活指導、訪問指導、相談体制の充実また機能訓練までの一貫した健康管理体制の強化、在宅ケアの支援体制を整備する。

○ 健康増進

健康教育・健康相談を各種団体の研修のなかに取り入れ「栄養・運動・休養」をテーマとした事業を実施して行くとともに、今後保健センターや相談窓口の整備をした上で、生活習慣病の予防や健康増進の取り組みを進める。

(4) 障がい児者福祉

障がい者が地域の中で自立して生活できる就労移行支援や、在宅で生活を支える一時・移動支援、コミュニケーション支援など充実を図るとともに、地域全体で支えあう、誰もが暮らしやすいまちづくりを進め、バリアフリー化の一層の推進に努める。

第8 医療の確保

1. 現状と問題点

町民がひとしく健康で明るく安定した日常生活をおくることは、活力あるまちづくりを推進するうえで欠くことが出来ない基盤であり、住民福祉の基礎的要件である。近年、生活水準の向上、医療技術の進歩、また公衆衛生思想の普及等により、町民の健康水準は平均寿命の伸びや乳幼児死亡率の低下などにみられるとおり改善されてきたところである。しかし、急激な社会経済構造の変化や、癌、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の増加に伴う疾病構造の変化により、より質の高い医療サービスが求められ、町民の保健医療対策は重要な課題となっており、本町における医療体制については、民間の医院・歯科診療所がそれぞれ一ヶ所あるだけで安定的な医師、看護師等がともに不足しており、一次救急医療機関がない状況である。歯科診療所については、平成5年の開設以来30年が経過し、施設、設備等の老朽化により改修や更新が必要となっている。そのため住民の健康づくりを円滑に行うには、本町医療体制と周辺医療機関相互の協力体制の充実を要請し、町民生活と地域社会にとって一層身近で効果的な医療体制の整備に努める必要がある。

2. その対策

◎ 医療不足対策

本町を含めた一部事務組合で広域医療機関の中核をなす京都山城総合医療センターにおいては、地域包括ケア病棟や認知症疾患医療センターを開設し、平成29年12月から地域医療支援病院として指定を受け、地域医療との連携を図っている。令和3年4月現在、21診療科目の充実促進を図り、さらに、脳外科・整形外科の充実とリハビリテーション機能の充実を目指しているところである。

地区医師は「かかりつけ医」として連携をとり総合的な医療サポート体制の充実整備促進を図る。

◎ 救急医療体制の整備

住民が安心して暮せる地域社会を建設するためには、救急医療体制の充実が不可欠である。平成24年6月には、相楽郡広域事務組合において休日等において応急的な診療を行うため「相楽休日応急診療所」を設置し、今後は要望のある夜間等の救急医療体制の整備について医師会等関係機関との連携により広域的な体制整備を促進する。

◎ 地域医療体制の整備

医療体制の充実を図るため、施設、設備、医療機器の計画的な改修、更新を実施し、医療従事者を確保し往診体制の確立、訪問看護制度の導入を行い、地域医療体制の整備を促進する。

◎ 血液の確保

献血思想の普及を図り、住民や各事業所の一層の協力を得て、献血事業を推進する。

第9 教育の振興

1. 現状と問題点

(1) 学校教育施設

○ 小学校

小学校は、昭和 57 年 2 月の校舎火災の後、昭和 58 年の校舎新築、翌昭和 59 年の体育館の新築など校舎等の施設整備を行い、その後も給食施設の改築や情報教育施設整備基準に基づき教育用コンピュータの導入とコンピュータ室の改修を行い一定の施設整備は完了したが、平成 27 年度には耐震対策等に伴う体育館の改修や教育用コンピュータの更新に取り組んだ。今後は水泳プールも含め施設の老朽化等に伴う整備・更新を検討していかなければならない。

なお、平成 14 年から実施している「総合的な学習の時間」の取り組みとして、情報教育、国際理解教育、環境教育、自然体験学習等を重視した教育環境の整備やゆとりある空間、「開かれた学校」づくりの視点から、地域の学校として、福祉活動や生涯学習活動との連携・融合を図り得る学校施設のあり方を検討していかなければならない。

○ 中学校

中学校は、統合校舎として昭和 50 年に校舎、翌 51 年に体育館、平成元年には柔剣道場を整備してきたが、平成 2 年には老朽化による大規模な屋根防水・外壁の改造、平成 3 年には、L L 教室をコンピュータ室に改造し、平成 4 年には内部改造を行って総合的な整備を図った。また、平成 8 年度の教育相談室への改修は、平成 11・12 年度スクールカウンセラー活用調査研究委託事業に活用されている。さらに、平成 11 年度には、コンピュータ室の改修に取り組み、インターネット接続など最新の設備に改修し、平成 10・11 年度には、京都府教育委員会の防災安全教育の指定を受けたのを機に、消防設備等の改修整備を図った。

また、平成 19 年度には校舎を平成 20 年度には体育館の耐震工事を実施し、平成 22 年度には給食配膳設備を完成させ平成 23 年度から学校給食を開始した。さらに、平成 27 年度には教育用コンピュータ等の更新とコンピュータ室の改修、校内 LAN の整備に取り組んだ。

しかし、建設後 50 年近くが経過した校舎や体育館等施設設備について、更なる学習環境の充実のため、計画的に改修・整備を行っていく必要がある。

(2) 社会教育施設等

本町における社会教育施設は、昭和 48 年の中央公民館の建設に始まる。それまでの、地域集会所を中心にした取り組みの他に、町全体を網羅し、中央公民館を活動の拠点として、社会教育団体と連携を図りながら、指導者の育成、学習団体への指導助言、各

種教室・講座の開設を通してサークル育成や家庭教育、人権問題の啓発、地域課題、生活課題の掘り起しに取り組んできた。

しかし、近年の社会構造や生活様式の変化、それに伴う学習ニーズの多様化、また情報・環境・国際化など社会の進展に伴う新たな学習課題や、少子高齢化、青少年問題、家庭教育、人権意識の高揚など地域の活性化や地域コミュニティの存続に関わる多様で複雑な課題が山積みする現在、こうした課題解決に向けて新たな取り組みを行う必要に迫られてきた。しかしながら、新たな課題に対応するだけの施設整備、人材配置・育成等、課題解決に向けた取り組みを行うための予算が決して十分であったとは言えない。地域の教育力向上と文化的な活動の中心拠点となる町内唯一の中央公民館も老朽化が進み、バリアフリー化や耐震化、駐車場の拡張について、現状の施設において改修等により実現することが難しい状況であった。

また、地域住民と連携・協働を行い地域の絆・つながりを維持し、地域の活性化を図る活動拠点としては、研修室の数や広さの確保できず、図書室が狭小なため十分な蔵書スペースの確保が困難、施設利用者のための駐車場不足など、地域が求める社会教育施設として十分な設備・機能を果たしているとは言えない状況にあったため、令和元年に笠置町産業振興会館にその機能を統合し、事業の実進を進めている。

今後は町としての生涯学習のあり方を明確に位置づけるとともに、家庭・地域の連携協力を推進し、地域社会全体で地域の教育力の向上や地域コミュニティの活性化を図るため、相楽東部広域連合と連携協力して多様な学習要求に対応し、地域住民をはじめとする内外の人的交流を図り、地域活性化を促進することができる総合的な生涯学習・地域コミュニティとしての整備が必要である。

○ 体育施設

本町の社会体育施設として、昭和 49 年に設置された木津川河川敷の町民グラウンドがあり町民のスポーツ振興に広く活用されてきたが、河川敷という立地条件のため施設・設備が十分でなく、新グラウンドの建設が永年の課題となっていた。

平成 12 年 6 月、ようやく待望の町運動公園が竣工し、利用を開始したが、更なる利便性の向上のため交通の便や設備の充実と管理運営が今後の課題である。また、小学校の体育館は、ミーティングルーム等社会体育施設としての機能を併設する学校体育施設でもあり平成 27 年度には、バリアフリーの整備も行い指定避難所としての機能整備を図り地域の中核的な社会体育施設として充実させてきた。さらに、住民の健康と、地域交流の場として、施設の活用が図られるよう住民のライフステージ・ライフスタイルに応じてスポーツに親しみ健康で元気な生活を確立させるため、スポーツ団体の支援や各種大会の開催や、スポーツ教室などを実施し、地域住民の

スポーツ活動に親しむ環境を確立させるとともに、スポーツを通じて地域の絆づくりと拠点施設として活用を図るため、社会体育施設の充実に努めなければならない。

○ 集会施設等

笠置会館（隣保館）は、昭和 48 年に設置され福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行っている。それは、高齢者や障がいのある方を対象とした地域福祉事業として取り組んでいる健康相談、安否確認や食生活の改善を兼ねた給食サービス事業、陶芸教室や生け花教室による交流促進事業等である。

平成 28 年には耐震・大規模改修を行い、耐震補強・バリアフリー化により、福祉の向上、避難所としての機能強化を行った。

また昭和 52 年に建設された笠置児童館は、笠置会館と連携し子どもたちの人権教育の場として各種事業に取り組んできたが、施設の老朽化及び耐震化への対策が講じられず、笠置会館へその機能を移した。

2. その対策

(1) 学校教育施設

○ 小学校

小学校における施設整備については、校舎だけでなく水泳プールや給食室など、施設改修が必要な年数を経ている。

相楽東部広域連合により令和 2 年度に施設の長寿命化計画が策定されており、今後はそれに基づき改修等を計画的に進める必要がある。

また情報教育に対する整備では、新「京都みらいネット」や GIGA スクール構想に基づく環境整備を行っているが、今日の情報量・機能を最大限に利活用できる電子機器の設備整備を充足させ、教育環境の更なる向上を図る必要がある。

○ 中学校

校舎・体育館については、平成 19・20 年度で耐震補強が完了したが、老朽化が進んでいる。相楽東部広域連合により令和 2 年度に施設の長寿命化計画が策定されており、今後はそれに基づき、機能を維持するための改修等を計画的に進める必要がある。

また教育への ICT 活用のため、GIGA スクール構想に基づく環境整備を行っており、更なる学習環境を充実させるため、現在のニーズに沿った施設・設備の整備などを実施する。

(2) 社会教育施設等

町内唯一の社会教育施設として中央公民館は、施設の統廃合という形で令和元年度にその役割を終えた。

今後は多様な課題に対応し、人と人が繋がり、地域住民の交流・域外との交流を活性化し、安心安全な地域社会の実現に向けた取り組みを充実させ、地域と連携を図りながら、重要課題となっている少子化、子育て支援、健康増進、青少年教育、高齢化対策などの様々な課題解決のための活動の中心的な役割を果たすとともに、地域の知的情報を集約する施設としての図書館機能など、地域が交流し活動するための一体的な整備が必要である。

○ 体育施設

平成 12 年度完成の運動公園をさらに充実し、町内外の利用者に対する利便性を高めるとともに、学校教育施設における一般住民の利用開放を促進させるため、子ども・高齢者・女性・障がい者等誰にでも優しく安心安全な施設を目指し、既存体育施設の改修整備を図る。

特に社会体育施設においては、町内の人口減少とともに競技スポーツ人口の減少、スポーツ団体の活動が縮小していくなど、少子・超高齢化の影響が顕著に表れている。このため、それぞれのライフステージにおいて、様々なスポーツにチャレンジできる環境を整え、自ら運動やスポーツに親しめる環境を整備促進するとともに、超高齢化社会が進む中で、生活習慣病の予防や重症化防止を目的とした、自立して健康で生活を維持することができる健康寿命の延伸を目指すために、体育施設はもとより保健・福祉施設、交流施設との連携を図り、地域活性化を視点として地域ならではのスポーツの推進を図るとともに、子ども、高齢者、女性、障がい者への運動の専門的な指導の充実を図るため、指導者の育成を推進する。同時に学校・社会体育施設を核とした各種教室・スポーツ推進事業を展開させ活動機会の拡充に努め、スポーツを通じて、地域コミュニティの創生、人と人との絆を形成し、活力あるまちづくりを推進する。

○ 集会施設等

昭和 48 年に設置された笠置会館（隣保館）は、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、各種事業を総合的に行っている。

平成 28 年には耐震・大規模改修を行い、耐震補強・バリアフリー化により、福祉の向上、避難所としての機能強化を行った。

今後は地域の交流の場としてまた避難所としての設備充実を図る必要がある。
また笠置児童館は、笠置会館と連携を取りながら事業の実施形態を含め施設の
在り方について、一体的な検討が必要である。

第10 集落の整備

1. 現状と問題点

本町は6集落から形成され、各集落とも道路や広場が狭く、また山沿いに位置するため、新たな広がりが増えることが困難であり、交通・防災・産業などいずれも頭打ちの状況で過疎化が進行するなか、生活道路の整備、林業基盤の整備、コミュニティ施設整備などの基盤整備を図ってきた。しかし、各集落の活性化を実現する状況には今だ至っていない。とりわけ、町の中心部の集落においては、公共施設・教育施設などの集積が進み、駅前周辺では施設の整備が進む反面、山間地の集落ほど人口流出は激しく、社会資本の投資が遅れる傾向にあり、集落機能の再編成が必要となっている。

また、社会全体の高齢化現象と高度経済成長時の若者流出によって、独居老人あるいは老人夫婦世帯が増加している。このため地域の活力は著しく低下し、地域行働事の実施も単独で行うことが困難となり、一部地域においては、集落の自治活動や自治消防組織の維持に苦慮する状況も生まれており、より豊かな地域づくりを目指して、地域の自然、社会的条件や文化・人的資源を活かした魅力ある地域づくりと地域組織の創生が緊急の課題となっている。

国は、加速する人口減少や少子高齢化に対応するため「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成26年12月27日に閣議決定された。当町においても国・府の総合戦略を勘案しながら、人口減少に伴う地域課題に対応するため、今後町がめざすべき方向性を示す「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」を平成27年度に策定、令和2年2月に改定を行った。

2. その対策

人情味豊かな本町の風土は、現代社会にあって貴重な資源である。

先人たちが築き上げた良き資源を大切にし、若者たちが住んで良かったと言える地域づくりを目指すために、社会教育活動、集落活動、ボランティア活動を大切にし、支援する。

土地利用計画に基づき、地域特性を有効に発揮するよう地域の果たす役割を明確にし、町全体の均衡ある発展を図る。併せて、住宅・工業・商業・教育文化・保健医療・福祉・観光などに関連する施設の整備を進めるとともに、地域住民のコミュニティをより一層促し、

コミュニティ施設、道路等のインフラ整備を進める。

また、人口減少に伴う地域課題に対応するため、町がめざすべき方向性を示す平成 27 年度に策定した「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」を令和 2 年 2 月に改定、当町のまちづくりは、引き続き戦略人口を達成するため、中長期的に町の強みや住民のニーズ、さらにワークショップ等で提案された住民のアイデアを勘案した「コンパクトタウン構想」に基づいて推進している。

それは、若者から高齢者まで多世代の住民が集う場を作り、まちの活性化をもたらす機能を集約した「未来を拓く拠点機能」、医療・介護・健康等の日常生活サービス機能や防災・住民の見守り等の住民の暮らしを守る機能等を集約した「暮らしを守る拠点機能」を JR 笠置駅周辺に集積し、各地区の住民及び観光客を含め、誰もが利用できる機能的なコミュニティ交通の再整備により連携する「个性的でコンパクトなまちづくり」を目指す。

暮らしを守る拠点機能整備として、中核施設としての多世代交流施設「つむぎてらす」のさらなる機能強化と整備等を進める。

第 11 地域文化の振興等

1. 現状と問題点

本町には、文化・芸術に関する専用施設は無く、産業振興会館の大ホールを利用している状況である。また文化財についても国・府指定または登録文化財が笠置寺をはじめ各地区の寺院、神社にも所在しているが、専用の収蔵庫、もしくは資料館は 1 館のみで、それら文化財を住民や町外の人々の学習資料として活用することが十分に出来ていない状況である。

今後は、それらを収集、保存、活用のできる資料館（室）等を設置し、そこを拠点として専門員による調査研究をはじめ、未指定文化財の掘り起こしや町史編纂の取り組みを早急に始めなければならない。

2. その対策

現在、文化及び文化財保護行政は施設、体制の両面からみても十分とは言えない状況であり、早急に文化活動の拠点となる施設、職員の配置が必要である。特に、歴史分野だけでなく、民俗・地理・動植物等幅広い分野での活動が必要とされる。

第 12 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現状と問題点

近年、時間雨量が100mmを超えるような豪雨の頻発など、想定外の気象状況が発生している。強大な台風や線状降水帯など異常気象による災害が多発しており、地球温暖化の影響は大きく、地形的に災害に脆弱な本町では対応に苦慮するところである。また災害だけでなく、森林面積の多い本町にとっては生態系への影響も計り知れないものがある。

本町は、笠置山を中心に史跡名勝地に指定されており、景観に配慮する必要があるため、太陽光発電の設置については規制される区域も存在する。

2. その対策

大規模発電施設は設置できないものの、脱炭素の取り組みを推進し、京都府における「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を支持し、行政だけでなく、地域住民の意識改革、取り組みの強化を行う。

省エネ設備の導入を図り、温暖化ガスの排出を可能な限り抑制する。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現状と問題点

住民の生活向上とそれぞれの地域ニーズに沿いそれぞれの地域における特徴を生かした事業を展開する。これにより住民が笠置町に住んでよかった、また住みたくなるような、ただ単に施設整備等を実施することだけにとらわれるのではなく、現在住民が何を求めているのかを的確に把握し、またそれに一步近づけることにより住民が一体となる町づくりを目指し、そして自我育成、スポーツ振興、高齢化対策、福祉対策につながるよう住民生活環境の向上を図る必要がある。しかし、それらの対策に要する費用は増加していく見込みであり、財源の確保等が問題となっている。

一方で、公共施設については建築年数の経過により維持管理費用は増加しており、今後は既存の公共施設の修繕・耐震化など安心安全な施設の利活用を進めるとともに、施設の整理統合や廃止も検討し、老朽化により利用が見込めない施設については、周辺環境への影響に配慮し計画的に解体する必要がある。

2. その対策

様々な施策や事業は、その施策だけで支えられているのではなく、複雑に他の施策とつながっている。同様に行政は行政組織だけで成り立っているわけではなく、住民の方々をはじめ、各種団体等と連携を保って成り立っている。

そのため、笠置町の目指すまちづくりの趣旨に沿った事業については、笠置町補助金等の交付要綱等に基づき推奨・推進する。

また、住民が将来にわたり、真に住んでよかった、また住みたくなるような施策（出資及び施設の整備費用を除く）が当該計画期間内に終了しない場合は、基金に財源を積立し、計画期間終了後も事業を推進・実施する。

また、住民ニーズの多様化と厳しい財政状況にあっても、過疎地域において住民が安心して暮らし続けることができるよう、既存施設の改修・除却に要する経費をはじめ、本計画に基づく過疎地域持続的発展特別事業を実施するため経費の財源とすることを目的に基金を造成する。